

消防危第 65 号
平成 7 年 6 月 28 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の 施行について(通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 7 年自治省令第 22 号)、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 7 年自治省告示第 119 号)及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 7 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号)が、本日公布され、平成 7 年 7 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、精神保健法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 94 号)が平成 7 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、危険物の規制に関する規則等において引用している当該法律の名称及び条項名を改めるものである。

貴職におかれては、下記事項に十分留意のうえ、その運用に遺憾のないように配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

なお、本通達中においては、改正後の省令等について、次のとおり略称を用いたので承知されたい。

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)…規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年自治省告示第 99 号)…告示

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示(昭和 48 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第 1 号)…石パ告示

記

1 改正事項

精神保健法の一部を改正する法律の施行に伴い、規制等において引用している精神保健法の名称及び条項名を改めたこと(規則第 11 条第 4 号、告示第 32 条第 5 号、石パ告示第 30 条第 5 号)。

2 施行期日

これらの危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等については、平成 7 年 7 月 1 日から施行することとしたこと。